

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 適用

本規約は、狭山ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます）と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「KDDI：ケーブルプラス電話約款」といいます）を承諾し、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます）より当社を介してケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます）の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 契約の成立

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承諾し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下「契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます」）。

第4条 設備の設置

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置を実施することにつき、承諾したものとします。その工事および保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

第5条 KDDI 提供サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、KDDI：ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを、承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及び KDDI が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金

適用条件（料金額）
第4条1項に定める設備の設置に伴う料金（以下「設置料金」といいます）は契約者負担とし、その額は別に定めるところとします。また、KDDI が提供するケーブルプラス電話に係る料金は KDDI：ケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるところによります。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

第8条 契約の解除

当社は、次の場合には、本規約を解除することがあります。

- 1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約の申込みに応じ、事実と異なる記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- 4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続ができないとき。
- 5) 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- 6) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

第9条 承諾の限界

当社は、前項の規定により、本規約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第10条 個人情報

当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護規定」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第11条 個人情報

当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を個人情報の保護に関する法律および当社の「個人情報保護規定」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第12条 個人情報

当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- 1) サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
- 2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
- 3) 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール、等により送付し、または電話すること。なお契約者は当社が別途定める方法で届出ることにより、この取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
- 4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
- 5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
- 6) 契約者の解約日より1年間を限度として、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
- 7) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

第13条 個人情報

当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第14条 個人情報

当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。

第15条 個人情報

前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律第23条（第三者提供の制限）に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。

第16条 個人情報

当社は、契約者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したものを（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第17条 個人情報

当社は、契約者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

第18条 個人情報

附則 本規約は平成23年10月1日から施行します。

【別表】

●第6条の1に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

●第10条の7に定める個人情報開示手数料

個人情報開示手数料	会社所定料金
-----------	--------